

## 第2回研究会報告

### 最近の不当労働行為救済申立をめぐる諸問題（報告の趣旨・骨子）

大東文化大学教授 古川 陽 二

不当労働行為の救済申立をなし得るのは、労働組合または労働者（組合員）である。しかし、具体的にどのような要件が備われば申立をなし得るのかについて、労組法27条、同施行令および労委規則は明文の規定を欠いているため、もっぱら解釈に委ねられてきた。従来の学説は、「救済を受けるについて正当の利益を有する者はその申立をすることができ、また、そのような者に限る」とか、「救済を受けるについての正当な利害関係——被救済利益——を有する者」などと解し、具体的に誰が、どのような場合に申立人となるかは、労組法7条所定の不当労働行為の類型毎に判断されるとしてきた。労働委員会実務は、総じていえば、（とくに組合申立については）広く救済申立人適格を認めてきたといわれている。しかし、たとえば混合組合の申立人適格をめぐることは、中労委が再三再四これを肯定する命令を発出してきたにもかかわらず、一部の労働委員会および裁判所は正反対の立場を維持しており、両者の溝はいまだに埋められていない。また、最高裁は、京都地労委（京都市交通局）事件（最二小判平16.7.12労判875号5頁）において、支配介入における組合員個人の救済申立人適格をはじめ肯定する立場を明らかにしたが、その理論的根拠が甚だ曖昧であることに加えて、便宜供与の中止等の使用者の行為が直接個々の組合員の利益を侵害せず、かつ、組合がそれに同意しているような場合にまで個人の申立を認めるとすれば、組合内部の円滑な運営や労使自治が阻害されてしまうという批判に対して、明確な回答を示し得ていない。

近時はまた、雇用就業形態の「多様化」ないしは使用者による「非労働者化」政策が著しい進展をみるなかで、合同労組（コミュニティ・ユニオン）の救済申立が労働委員会の新規申立件数の約三分の二（63%）を占めるに至っているが、こうした事態も不当労働行為の救済申立に波紋を投げかけている。すなわち、退職後数十年が経過して石綿被害を発症した元従業員やその配偶者・遺族の加入する合同労組——在職している組合員は不在——の求めた団体交渉が拒否された事案においては、労組法7条2号にいう「雇用する労働者」と在職中の労働関係上の未精算の問題の有無の理解をめぐる、**「正常ないし円滑な労使関係」**の確立という意味を企業内のそれに限定して理解すべきかどうか、それとの

関係で団体交渉の当事者の範囲も限定することになるのかどうかという問題が争われている。業務委託契約を締結した労務供給者や個人代行店等の加入する組合の求めた団体交渉が拒否された事案においては、当該組合は団体交渉を求める権利を有するのかどうか、そしてその前提として、当該労務供給者等は労組法3条の「労働者」ないしは労組法7条2号の「雇用する労働者」に該当するのかが争点となるが、この点にかかわっては、国・中労委（新国立劇場運営財団）事件の東京地裁および東京高裁判決（東京地判平20.7.31労判967号5頁、別冊中時1358号56頁、東京高判平21.3.25労判981号13頁、別冊中時1370号59頁）が特異な論理に基づいて中労委の救済命令（中労委平18.6.7労判922号92頁要旨、別冊中時1351号233頁）を取り消し、オペラ合唱団員の「労働者」性を否定する判断を示したことと相俟って、労組法の基本概念である「労働者」の再検討が急務の課題として浮上している。これ以外にも、海外進出企業の現地従業員らで組織する組合が、現地の不当労働行為を解決するために、日本国内の組合に加盟して親企業に団体交渉を申し入れたが拒否されるという、これまであまり考えられてこなかったような問題も生じている（トヨタ自動車外1社事件・神奈川県労委平18.8.4別冊中時1351号113頁、中労委平18.12.20別冊中時1353号277頁、東京地判平19.8.6中時1080号29頁、東京高判平19.12.26中時1083号59頁）。

このように不当労働行為の救済申立をめぐることは、検討を要すべき課題が増えている。そこで、上に掲げた問題のうち、現下の情勢との関係からとくに検討が急がれていると思われる2つの問題——不当労働行為の制度目的との関係で団体交渉の当事者をどう位置づけるべきかという問題、労組法上の「労働者」概念の問題——を取上げ、そこにはどのような論点があるか、従来の議論はどこに、どのような問題があるのかを明らかにすることを通して、今後の理論の方向性を模索したのが本報告である。

なお、本報告の内容については、労働判例988号（2009年12月1日号）5頁以下および999号（2009年12月15日号）5頁以下に掲載されているので、ご参照願えれば幸いです。

---

（報告レジュメ）

## 最近の不当労働行為救済申立をめぐる諸問題

古川陽二

### I はじめに—報告の趣旨・目的—

(1) 問題の所在－最近の不当労働行為救済申立にみる傾向・特徴－

(2) 課題の設定

## II 論点の析出

1. 退職労働者の「在職中の労働関係上の問題の未精算」と労組法7条2号の「雇用する労働者」をめぐって

(1) 退職労働者の「在職中の労働関係上の問題の未精算」の有無およびその配偶者・遺族に関する要求事項の取扱い

(2) 論点

① 労組法の団体交渉制度の目的としての「正常ないし円滑な労使関係」の確立の意味をどのように理解すべきか

② 退職労働者の配偶者・遺族にかかわる要求事項をどのように取り扱ったらよいか

2. 労組法上の「労働者」概念をめぐって

(1) 労組法上の「労働者」概念と判断要素

① 業務委託契約下にある労務供給者の「労働者」性判断

② オペラ合唱団員の「労働者」性判断

(2) 論点

① 労組法3条の「労働者」概念とその判断要素どのように構成すべきか

② 労組法3条の「労働者」と労組法7条2号の「雇用する労働者」との関係をどのように理解したらよいか

## III 検討

1. 憲法28条の団結権保障（広義）の意義と不当労働行為救済制度の趣旨・目的

(1) 憲法28条の団結権（広義）保障の意義

(2) 不当労働行為救済制度の趣旨・目的

3. 労組法上の「労働者」概念

(1) 労組法3条の「労働者」

(2) 労組法3条の「労働者」 労組法7条2号の「雇用する労働者」との関係

## IV 小括